

## 愛知県環境影響評価審査会春日井土地地区画整理部会会議録

### 1 日時

平成18年4月14日(金)

午後1時30分から午後3時まで

### 2 場所

愛知県自治センター 5階 研修室

### 3 議事

#### (1) 春日井都市計画事業春日井熊野桜佐土地地区画整理事業環境影響評価準備書について

ア 環境影響評価に関する公聴会の状況について

イ 関係市長意見について

ウ 前回部会における指摘事項及びその対応について

#### (2) その他

### 4 出席者

#### (1) 委員

永瀬部会長、今榮委員、黒田委員、武田委員、竹中委員、田中委員  
(以上6名)

#### (2) 事務局(愛知県)

(環境部) 岩淵技監

(環境活動推進課) 山本課長、猿渡主幹、酒井主任主査、平野主査、  
藤田技師、関本技師

(大気環境課) 近藤主査、鈴木技師

(水地盤環境課) 吉田技師

(自然環境課) 高橋技師

(資源循環環境課) 渡辺技師

#### (3) 事業者

(愛知県建設部都市整備課)

高野課長補佐、片山主査、林主査

(春日井市建設部都市整備課)

荒川主幹、小林副主幹、瀧主査 他2名

## 5 傍聴人等

傍聴人 2 名、報道関係者 1 名

## 6 会議内容

### (1) 開会

### (2) 議事

ア 春日井都市計画事業春日井熊野桜佐土地区画整理事業環境影響評価準備書について

- ・ 会議録の署名について永瀬部会長が、竹中委員と田中委員を指名した。
- ・ 資料 1 (環境影響評価に関する公聴会の状況)、資料 2 (関係市長意見)及び資料 3 (前回部会における指摘事項及びその対応)について、事務局が説明した。

### < 質疑応答 >

【竹中委員】 前回の指摘事項及びその対応(資料 3)の中で、ホテルが確認されたのは平成 10 年 5 月及び 14 年 5 月とあるが、ホテルの生態の調査として一番適しているのは何月なのか。またそれに対して適切な調査がなされているのか。

【事務局】 ヒメホテルは 5 月下旬から 6 月下旬、オバホテルはおおよそ 5 月から 6 月が調査に適しているとされている。

【竹中委員】 その期間を通してずっと調査したのか。

【事務局】 期間を通してではなく、ポイントを決めて 2 ~ 3 日調査した。

【武田委員】 植物に関して、どのような種が存在するかというリストを用意してもらったが、昆虫についてもリストはあるのか。

【事務局】 昆虫について、800 種確認されており、そのリストはある。

【武田委員】 植物の場合、いわゆる普通種であっても保全のためにあらかじめ移植した例もある。ピオトープを造るのも結構だが、リストに載っている絶滅危惧種だけでなく、例えば水田に生息する種についても、たとえ普通種であっても保全のために措置すべきである。

【事務局】 環境影響評価法及び条例が制定されてから、生態系という視点で調査するようになってきている。準備書の 299

ページ以降にあるように、ある特定の動植物だけに着目するのではなく、地域の特徴的な生態系の保全を目指している。

【今 榮 委 員】 審査会のプロセスについてよくわからない。前回の指摘事項についての説明をされ、市長意見の説明があったが、これらに対する県の意見を聴いてそれについてコメントするものではないのか。

【事 務 局】 これから知事意見を取りまとめる際の参考としてご意見を伺いたい。

【今 榮 委 員】 市長意見に対して回答はしないのか。

【事 務 局】 直接回答はしないが、市長意見を勘案して知事意見を形成するということでフィードバックする。

【今 榮 委 員】 市長意見に対してコメントするべきなのか。

【事 務 局】 審査会では、公聴会や首長意見を踏まえて知事意見を形成するために専門的、技術的見地からご意見をいただくための場であり、住民意見や首長意見が正しいか否かと判断する場ではない。

【今 榮 委 員】 春日井市長意見に、工事に際しての配慮について述べられている（春日井市長意見の4）が、準備書に記載されているのか。

【事 務 局】 工事中の配慮については準備書に記載されているが、春日井市がそれだけ心配されているということである。

首長意見について補足説明すると、名古屋市長意見の1（排水の水質に十分留意されたい）は入念的なもの、2は土地利用計画の図の表記についてだが、ともに緑色のよく似た2色の区別がつきにくく、勘違いされやすいので、わかりやすくするように求めている。

春日井市長意見について、1（「保存樹」についての配慮）と2（ビオトープの維持管理についての配慮）は徹底を図ってほしいということであり、3の環境保全措置については、（1）と（3）については、事後調査の結果を報告してほしいということで、条例では報告することになっていることから念押しである。なお、3の（2）（予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は種が定着することを最優先課題として取り組むこと）については知事意見に反映させる内容ではないかと考えている。また、4（建

設工事に際しての配慮)と5(評価書はわかりやすいものにするように)については入念的にとということである。

【田中委員】 公聴会で述べられた意見に対してはいずれ見解が出されるのか。

【事務局】 公聴会での意見も踏まえて部会報告を取りまとめていただき、知事意見を形成する。

【田中委員】 準備書では電磁波に関する環境影響評価がなされていないようであるが、不十分なものとならないか。

【事務局】 今回の事業は土地区画整理を行うものであり、送電線を新たに造るものではなく、本事業の実施によって電磁波が生じるわけではないので、(予測等が行われていなくとも)必ずしも不十分とは言えないのではないかと。しかし事業計画を検討する中では当然配慮されるべき事項ではあり、現時点での事業計画では、送電線の下は道路とするなど配慮されているようである。なお、ピオトープ予定地は送電線から離れている。こうした配慮事項を部会報告や知事意見に盛り込む必要があるかどうかについては、検討願いたい。

【今榮委員】 公聴会で指摘のあった洪水についてはどの程度準備書に盛り込まれているのか。市民の方が安心できるような説明が書かれているのか。

【事務局】 洪水は非常に大きな問題ではあるが、洪水については災害対策として対応すべきもので、環境影響評価の対象ではないと思われる。2月6日の審査会及び3月16日の部会でも洪水については、「地域の概況」の中で洪水の履歴を記載する方向で整理されている。

補足として、本事業は一般的な土地区画整理事業であり、災害について予測することは環境影響評価の範囲外であると考えている。事務局としてはこの事業による環境への影響あるいは問題点についてご意見を賜りたいと考えている。

この事案は都市計画決定の手続きに併せて環境影響評価手続きが行われているが、洪水などについては都市計画の決定手続きの中で考慮されるものと思われる。

【今榮委員】 都市計画だから環境影響評価では触れないとするのは、この場での説明としてはいいが、住民の方やこれから住もうと考えている人にはわかりにくいと思う。

【事務局】 環境影響評価は万能ではないという面もある。なお、いただいた意見は事業者サイドに伝わるようにしている。

【黒田委員】 都市計画サイドに審査会の意見等が伝わるのはどんなタイミングなのか。

【事務局】 パンフレット（準備書のあらまし）裏面にあるように、都市計画案と準備書の公告は同時に行われており、準備書に対して寄せられた意見も踏まえて都市計画決定するようになっている。

つまり、基本的には審査会でいただいた意見が知事意見となって、都市計画決定権者に伝えられ、それを勘案して評価書が作成される。当然、この評価書は都市計画審議会に付議され、最終的な都市計画決定に反映されるようになっており、（審査会でいただいた意見は）確実に都市計画を決定する立場に伝わるようになっている。

【竹中委員】 道路について、例えば河北線は都市計画決定されたものなのか。都市計画で決定されたものは環境影響評価でどう意見がまとまろうと、変更されないのか。また、本事業の中で道路等どれが既に決定済みなのか。

【事業者】 河北線・鷹来線・熊野線が決定済みであり、名栗桜佐線と、歩行者専用道路である熊野歩線・桜佐歩線についてはこれから新規に決定される予定のものである。

【竹中委員】 この計画を見たとき、（一番気になったのは）道路ができることによってこれまで春日井長久手線を通行していた車が本計画区域内の南側を通るようになり、自動車排ガスの影響が出るのではないのかと思った。このことは準備書の中に反映されていないのか。

【事務局】 例えば工場団地を造成するとき、環境影響評価としては団地内の影響を見るのかそれとも団地が外部へ与える影響を見るのかとすれば、後者であり、内部の影響については事業計画の中に盛り込まれるべきもので、環境影響評価書には記載されていない。

【竹中委員】 道路を通すことについては環境影響評価と関係なく決定されているということなのか。

【事務局】 土地区画整理事業の環境影響評価手続の対象外で、環境影響評価の前提としてすでに決定されている。

【事業者】 今回の事業の環境影響評価では、工事車両による付近の

住民への影響のみ記載されているが、新設する道路の供用後の影響については、既存の春日井長久手線には歩道はなく、これまで 8000 台の走行量があったものが、歩道もある河北線ができることで分散され、環境という面では、よくなっていくのではないかと。

【竹中委員】 交通量の変化についての予測はなされているのか。

【事務局】 試算はしていると聞いている。春日井長久手線を利用している車が全て河北線に移るわけではなく、いずれ2つの道路の間で交通量のバランスがとれていくと思われる。

【竹中委員】 環境影響評価書の中に交通量に関する項目もあればいいと思う。

【事務局】 交通量の変化は事業者がもたらすわけではないので、都市計画決定に配慮されているはずだが、環境影響評価としての記載がないものである。

【永瀬部会長】 環境影響評価はなくても、道路を造るという都市計画を検討する中で、既存の道路の混雑が緩和されることにより、大気環境がよくなるであろうと考えているはずである。しかし、車は予想通りに動くわけではないとは思う。

【竹中委員】 人の動きが変わってしまうため、供用後の道路の影響は無視できないものであると思ったため、お聞きしたものである。

【事務局】 名栗桜佐線・鷹来線は環状で片側一車線であるが、どちらもその車線数を変えずに歩道をつける事業であり、沿道環境には良い方向の変化をもたらすはずである。また、幹線道路の沿道は住居専用地域にはしないなど、配慮されている。

【武田委員】 猛禽類についての記述について、冬場の一時期餌場になっているだけなので、影響は生じないとしているようだが、冬場はほかに餌場がないからこの地域に来ているとすれば、土地区画整理事業によって何らかの影響が生じてしまうのではないかと。

【事務局】 唯一残された餌場ということではないので影響はあまりないのではないかと。

【武田委員】 周りにいくつかあるから、この場所くらいなくなっても大丈夫という考え方は良くない。また、パンフレット（準備書のあらましの右ページ）の動物の記述についての2行

目、「生息環境が現状のまま保全されること」は誤解を招く表現ではないか。

【事務局】 区域内の生息環境がそのまま残されるという意味ではないので、誤解を受けないように適切な表現が望ましい。

【武田委員】 もう少し正確に記述してほしい。生物多様性の面からもわからないことについてはより慎重に進めていてもらいたい。

【事務局】 今回のアセスでは、事業者・計画サイドとしては、水路、ビオトープなど様々な形で環境配慮がなされていると思うが、専門家の意見を聴くなどして、より慎重に進めていく必要があると思っている。

【今榮委員】 パンフレット（準備書のあらまし）中、廃棄物の表現がわかりにくい。また、春日井市長意見4の(3)について、調整池は雨水をためるものであるが、仮設沈砂池とは何をするためのものか。また、その規模はどれくらいで、実際の土地利用の際には無くなるものなのか。

【事務局】 仮設沈砂池とは造成工事の際、濁水の流出を防止するためのもので、造成が完了すればなくなるものであるが、この内二つについては、工事終了後は調整池として利用されることになっている。規模については準備書223ページに記載されているとおりである。

【今榮委員】 調整池はどれくらいの雨量に耐えうるものなのか。

【事務局】 およそ30年に一度の大雨に耐えられるようにできている。

【今榮委員】 この池は将来ビオトープ的な役割も果たしうる池なのか。

【事務局】 コンクリートの池なのでそれは望めないと思う。

【今榮委員】 コンクリートでできたオープンな池となると事故など起こると危険なのであまり造らないでほしいが。

【黒田委員】 土地区画整理事業での、都市計画決定はどこまで詳細に決定されるものなのか。道路は図面で簡単に決められるであろうが。

【事業者】 土地区画整理事業で都市計画決定するのは区域、エリアのみである。本件では都市計画道路や歩行者専用道路などが決定され、公園などは参考程度で示されているものである。

【黒田委員】 本事業に関して、都市計画と環境影響評価の部分が縦割

りになってしまふことを心配している。計画決定の事業としてどの程度細かく議論されているのか。

【事務局】 まるで実現性のない絵が書かれているわけではない。例えば下水道のように造る位置について、ある程度は定まっているということである。また、都市施設を新たに造ることになれば別途都市計画決定は必要になる。

パンフレット（準備書のあらまし）の右ページの表のとおり、工事に際して環境の面から見た予測はなされている。しかし、詳細なものにはなっていない部分もあるかとは思いますが、あくまで環境影響評価というのは事業者が行ったことに伴う影響を見積もるものである。

ただ、知事意見として盛り込むことのできる内容については整理していきたい。

【武田委員】 確認ではあるが、現在農業用水で、貴重な植物が生育しているところについては、事業が進むと消えてしまうのか。それとも暗渠で流すようになっているのか。

【事務局】 付け替えを行い、基本的には暗渠となる。水路やビオトープを整備する部分は開渠となる。

【武田委員】 準備書257ページの5行目、「生息には適していない」とあるが、これはその魚類が生息していないということなのか。

【事務局】 次ページにあるように、生息は確認されているが、流水がないので適していないとしたものである。

【武田委員】 了解した。先程も述べたように、ビオトープが計画されているが、貴重種だけでなく在来の普通種についてもビオトープで保全することを考えて欲しい。

【事務局】 その点については、部会の報告案をまとめる段階で検討させていただき、ご報告する。

【永瀬部会長】 それでは、意見も出尽くしたようなので、次回の部会では部会報告を取りまとめるよう検討したいと思う。事務局で部会報告案を作成してほしい。

## イ その他

- ・ 次回の部会開催のスケジュールについて、後日連絡する旨事務局から発言があった。



(3) 閉会